

国立大学法人岡山大学公益通報者保護実施要項

〔平成18年3月27日〕
学 長 裁 定
改正 令和2年3月31日
改正 令和3年3月30日

(趣旨)

第1条 この要項は、国立大学法人岡山大学公益通報者保護規程（平成18年岡大規程第6号）第16条の規定に基づき、国立大学法人岡山大学（以下「本学」という。）における公益通報者の保護の実施に関し、必要な事項を定める。

(通報等の方法)

第2条 通報者等は、電子メール、FAX、書面で通報を行うときは、別紙様式1に定める公益通報シートを用いて通報を行うことができる。

2 通報者等は、公益通報シートを用いない場合にあっても、公益通報シートに記載している項目について具体的に通報窓口知らせなければならない。

3 通報等は、原則として氏名・連絡先を明らかにして行うものとする。

4 前項の規定にかかわらず、当該通報等の内容が真実であると信ずるに足りる相当の理由、当該通報等の内容を裏付ける証拠を有する場合に限り、匿名で通報等を行うことができる。

(通報等の受付)

第3条 通報窓口は、通報等を受け付けたときは、別紙様式2に定める公益通報受付票に所要の事項を記入し、直ちに法人監査室長に報告しなければならない。

2 通報窓口は、通報等が郵便による場合など、当該通報等が受け付けられたかどうかについて通報者等が知り得ない場合には、当該通報等を受領した旨を速やかに通報者等に通知しなければならない。ただし、匿名による通報等の場合は、この通知は行わないものとする。

(検討の実施)

第4条 法人監査室長は、公益通報に該当するか否かについての検討を、公正・公平かつ誠実に行うものとする。ただし、次の各号に掲げる通報等については公益通報として受理しない。

- 一 内容が一般的な意見・苦情の類であるもの
- 二 本学の業務と全く無関係な職員等の私生活上の法令違反行為に関するもの
- 三 虚偽又は他人の誹謗中傷その他不正の目的であることが明らかなもの
- 四 具体性に乏しく、通報者に説明を求めても内容等が把握できないもの
- 五 単なる伝聞に基づくものなど、通報内容について信ずるに足りる理由が明らかに認められないもの
- 六 その他公益通報に該当しないことが明らかなもの

2 法人監査室長は、公益通報に該当するか否かの判断が困難な場合は、関係部局と相談

することができる。

- 3 前項の相談を受けた部局は、誠実に協力するものとする。
- 4 法人監査室長は、通報事実の検討結果を公益通報受付票に記入するものとする。
- 5 法人監査室長は、通報等を公益通報として受理した場合は、その旨を通報者等に通知し、別紙様式3に定める公益通報管理台帳を作成しなければならない。
- 6 法人監査室長は、通報等を公益通報として受理しない場合は、その旨及びその理由を遅滞なく通報者等に通知する。また、必要に応じて、当該通報等を担当部署に移送し、当該通報者等に移送した旨を通知するものとする。
- 7 匿名による通報等の場合は、第5項及び第6項に規定する通報者等への通知は行わないものとする。また、外部窓口において氏名の秘匿を希望した者に対しては、当該窓口を通じて通知するものとする。

(調査の指示)

第5条 学長は、法人監査室長から報告を受けた通報について、調査の必要を認めた場合は、調査部局を指定し、調査部局の長に調査を指示する。

- 2 学長は、調査の開始又は調査を行わない場合は理由を付してその旨を通報者に通知する。ただし、匿名による通報の場合は、この通知は行わないものとする。
- 3 前項の規定により通報者に通知する場合において、外部窓口で氏名の秘匿を希望した者に対しては、当該窓口を通じて通知するものとする。

(調査の実施)

第6条 調査の実施にあたっては、通報内容の保護並びに通報者及び被通報者の個人情報の保護に努めるものとする。

(調査結果の通知)

第7条 学長は、調査結果を通報者に通知しなければならない。なお、是正措置等を講じる必要がないときは、その旨及びその理由を付すものとする。

(是正結果の通知)

第8条 学長は、是正措置及び再発防止措置を講じた場合は、是正結果を通報者に通知しなければならない。

(懲戒処分等)

第9条 学長は、調査結果報告に基づき、本学職員に対し懲戒、訓告又は厳重注意の処分（以下「懲戒処分等」という。）が必要と認めた場合は、国立大学法人岡山大学職員の懲戒等に関する規程（平成16年岡大規程第20号）に基づき、懲戒処分等を行う。

- 2 本学学生及び研究生等については、岡山大学学則（平成16年岡大則第2号）第58条及び同条を準用する岡山大学大学院学則（平成16年岡大則第3号）等に基づき、懲戒を行う。
- 3 懲戒処分等又は懲戒が必要と認めた場合とは、通報内容の保護並びに通報者及び被通報者の個人情報の保護に反する行為を行ったとき及び不正の目的で通報を行ったときとする。

(通報者等の保護)

第10条 学長は、通報者等を保護するため、その通報者等の別により、次の各号に掲げる部局等に経過観察させるなどにより、相当の期間、保護を継続して行う。

- 一 本学の職員及びその退職者の場合 所属部局（退職者にあつては、退職時の所属部局）及び総務・企画部
- 二 本学に勤務する派遣労働者 当該派遣労働者が勤務する部局及び財務部
- 三 本学の取引業者の労働者 当該取引業者の労働者が取引業務に従事する部局及び財務部
- 四 本学の学生及び研究生等 在籍する学部・研究科及び学務部
（その他）

第11条 この実施要項の運用に関し、必要な事項は、別に定める。

附 則

この実施要項は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この実施要項は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この実施要項は、令和3年4月1日から施行する。

(別紙様式1)

公益通報シート

通報年月日			
通報者(氏名・所属・職名)	(・匿名 [※1])		
希望する連絡先 (複数可)	電話:	メール:	
	Fax(職場・自宅)	郵送先:	
通報 内容	通報対象者(氏名・所属・職名)		
	通報対象事実	()生じている ()生じようとしている ()その他[]	
	いつ		
	どこで		
	何を		
	どのように (何のために) なぜ生じたのか		
	対象となる 法令違反		
	通報対象事実 を知った経緯		
	通報対象事実 に対する考え		
	特記事項		
証拠書類等の有無	有/無	書類等の内容 (電子媒体その他を含む。)	
通報後の手続きにおける氏名の秘匿希望	(希望する・希望しない) [※2]		
調査結果等の通知	(希望する・希望しない) ※匿名での通報の場合は通知できません。		

※1 原則として氏名・連絡先を明らかにした上で通報してください。匿名の場合は、調査結果等の通知はできません。

※2 氏名の秘匿を希望することにより、通報を受け付けた窓口以外の者に氏名を明かすことなく手続きを行うことができます。ただし、通報内容によっては、氏名を明らかにしないと十分に調査ができないものがあります。

【公益通報受付票】

【通報窓口記入欄】

通報受付日	月 日	通報窓口	外部窓口・内部窓口
通報の方法	電子メール・郵便・FAX・面会・電話・他()		
留意事項 (通報者が希望する連絡方法、 法的助言(外部窓口)など)			
通報者への受領通知日	月 日	法人監査室長報告日	月 日
		受付担当者	

【法人監査室長記入欄】

(通報事実の検討)

通報対象事実を 裏付ける証拠は	十分・不足()		
証拠等の追加要請	月 日	電子メール・郵便・面会・電話 他()	
証拠等の追加提供	有()・無		月 日
公益通報に該当	する・しない	対象となる法令違反等	
調査の必要性の有無	有・無	調査開始決定日	月 日
調査部局		調査部局回付日	月 日
調査部局対応者		通報者への通知日	月 日
今後の対応等			
		法人監査室長	

【公益通報管理台帳】

通報の受付

受付番号		通報日	年	月	日	通報者名	
通報内容(概要):							

調査の実施

調査部局		調査開始の決定日		月	日
調査委員会設置(有・無), 法人監査室職員の参加(有 [参加者名:]・無)					
調査対象者		調査対象者所属			
調査結果報告日(法人監査室受理日)		月	日	学長への調査結果報告日	月 日
調査結果(概要):					
調査結果は法令違反等に (該当する・該当しない)					

是正措置の実施

是正措置及び再発防止措置の内容:	
処分等の必要性の有無	有 : 懲戒 (内容:), その他 (), 処分等の実施日 (年 月 日) 無 : (理由:)

事後の確認

通報者に不正の目的は (有 [他人を貶める目的・脅迫・その他()]・無)	
通報者に対する不利益な取扱い	無・有 : 懲戒等, 差別取扱い(人事・給与・労働契約内容), 雑務従事, その他 ()
不正行為の再発は (生じていない・生じている)	

	日付	通報者への通知・方法等
通報受理日	月 日	不要・年 月 日
調査要否決定日	月 日	年 月 日
調査開始日	月 日	
調査完了日	月 日	年 月 日
是正措置完了日	月 日	年 月 日
事後確認日	月 日	
通報者への回復措置日	月 日	年 月 日